

消防予第 427 号
令和 6 年 9 月 9 日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

消 防 庁 長 官
(公 印 省 略)

令和 6 年秋季全国火災予防運動の実施について

本年の秋季全国火災予防運動については、令和 6 年 11 月 9 日から 15 日までの 7 日間にわたり、別添「令和 6 年秋季全国火災予防運動実施要綱」に基づき、実施することといたします。

貴職におかれましては、本運動及び関連行事への住民の積極的な参加を促し、火災及び災害に強いまちづくりの継続的な推進をお願いいたします。

なお、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても周知していただきますようお願いいたします。

令和6年秋季全国火災予防運動実施要綱

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

全国の火災の状況をみると、住宅火災の件数は平成17年以降減少を続け、令和2年に初めて1万件/年を下回ったものの、令和3年からは再び増加傾向にあり、死者数についても、増加傾向が続いている。

令和6年能登半島地震では、石川県輪島市において、焼損棟数約240棟、焼失面積約49,000㎡という大規模な火災が発生した。本火災の教訓を踏まえ、地震火災対策の推進が喫緊の課題となっている。

特に、近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生していることから、地震時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカー等の普及推進を加速する必要がある。

このような状況を踏まえ、下記2及び3の項目を中心として火災対策の推進を図る。

2 重点推進項目

- (1) 地震火災対策の推進
- (2) 住宅防火対策の推進

3 推進項目

- (1) 防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (2) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
- (3) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (4) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (5) 木造飲食店等が密集する地域に対する火災予防指導等の徹底
- (6) 放火火災防止対策の推進

4 防火標語（2024年度全国統一防火標語）

『守りたい 未来があるから 火の用心』

5 実施期間

令和6年11月9日（土）から11月15日（金）までの7日間